

II 困難を抱える青少年やその家族への支援

(1) 青少年の状況に応じた個別の支援（自立支援）

① 不登校・中途退学対応の充実

本県は、不登校児童生徒数の割合が全国より高く、不登校対策を重要課題と位置づけて様々な施策を実施しているところです。高等学校及び特別支援学校高等部における不登校は、中途退学に至るケースも多く、いわゆるニート、ひきこもりといった社会的問題とも関連していること等も指摘されています。また、不登校児童生徒や中途退学した若者への支援に当っては、児童生徒など若者の将来的な社会的自立に向けて支援するという視点に立つことが重要です。

不登校・中途退学の要因や背景は様々であることから、学校における指導体制の充実はもとより、学校と教育委員会は、家庭や関係機関等と積極的に連携を図り、日頃から情報交換や役割の分担等のできる連携体制を築いていけるよう努めていきます。

○ 組織的な支援体制の整備

児童生徒が抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、相談員（子どもと親の相談員・中学校クラスサポートティーチャー・教育相談員等）を配置して、組織的な対応体制を整備します。また、スクールソーシャルワーカー（子どもたちが置かれた様々な環境の問題に直接働きかけ、関係機関との連携や調整を行う福祉の専門家）を配置して、児童生徒やその家庭の状況に応じた支援を行う体制の充実を図ります。

- ・子どもと親の相談員の配置による支援体制の整備
- ・スクールソーシャルワーカーの配置による支援体制の充実

○ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー（心理の専門家）の配置や活用を拡充し、学校内の教育相談体制を整えます。また、県教育センターへのいじめ相談テレフォンの設置や教育相談の実施等を通じて、教育相談体制の充実を図ります。

- ・スクールカウンセラーの全中学校・県立高校への配置の継続と小学校への配置の拡充
- ・いじめ相談テレフォンの実施や他機関が実施する電話相談との連携の充実

○ アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進

アンケート調査を活用した親和的な学級づくりや魅力ある学校づくりに努め、不登校や中途退学にいたる前に早期対応を心がけます。

- ・アンケート調査等を活用した不登校や中途退学を未然に防止する取組の推進

○ 多様な学びの保障

教育支援センター*24（適応指導教室）等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりできる多様な学びの場を整えます。

- ・教育支援センター（適応指導教室）等の運営支援の推進

○ 社会参画に向けての連絡・調整

中学卒業直後及び高等学校等を中途退学直後に進路が未決定であり、ひきこもり等が懸念される若者への支援として、連絡調整員を配置して関係機関との連絡を図り、本人の就労や進学に向けた調整を行います。

- ・連絡調整員による進路未定者の状況把握及び学校や関係機関等の連携による就学・就労に向けた働きかけの実施

② ニート・ひきこもり支援の充実

青少年の自立のためには、職業意識の啓発や職業訓練などを個々の状況に応じて行うことにより、能力の開発を図り、本人に適した職業選択ができるよう支援する必要があります。

ひきこもりは、当事者や家族だけの自助努力だけで解決することは難しく、当事者の意思を尊重しつつ、官民一体となった、柔軟で緩やかな支援ネットワークを構築して支援にあたることが求められています。また、ひきこもりの長期化が問題となっており、社会参加が難しくならないよう早期からの支援が大切です。そのために、ひきこもり支援センターを中心として、適切な相談体制を充実させるとともに、支援ネットワークづくりに努め、居場所の提供等、状況に応じた細やかな支援を推進します。

○ ニート、フリーター支援

ニート、フリーターに対しては、地域若者サポートステーション及びジョブカフェを中心に個別相談の実施やセミナー開催、就労体験等による支援を行い、就労観

- ・就業意欲の醸成を図るとともに、ハローワークなどの就労支援機関と連携して、より本人に適した職業選択ができるよう、一貫した支援を行います。

○ ひきこもり支援の充実

心と体の相談センターに設置した「ひきこもり支援センター」において、市町村等と連携し、ひきこもり状態にある当事者や家族からの相談に応じるとともに、関係機関に対しての専門的支援に努めます。

- ・ひきこもり家族教室の開催
- ・小集団グループ活動
- ・市町村等関係職員に対する研修会の開催

*24【教育支援センター】（適応指導教室）不登校の子どもたちに対して集団生活や学習の機会を提供し、学校への復帰や社会生活への適応ができるようにすることを目的とした市町村の施設。

○ ひきこもり支援ネットワークの構築

島根県ひきこもり支援連絡協議会において、当事者及び家族の支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり支援が円滑に推進されるように努めます。

- ・ 島根県ひきこもり支援連絡協議会の開催
- ・ 支援情報の発信や普及啓発活動の推進

③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実

心身ともに成長期にある子どもは、些細なきっかけから非行に手を染める場合もありますが、一度非行を犯すと、立ち直りは容易ではありません。規範意識を培い非行少年を生まないための取組を進めるとともに、非行少年はできるだけ早期に発見し、迅速かつ適正に対処し、罪の意識や自己責任を自覚させ、深い反省を促すことが必要です。

さらに、関係機関や家庭、地域が一体となって、子どもの立ち直りを支援することが重要です。

○ 子どもの規範意識の向上

子どもが自分で事の善悪を判断し、行動できる力を醸成するとともに、自分で選んで決めた行動には責任を持つこと、個人の自由の裏側には必ず「責任」が付随することを、非行防止教室等を通じて子どもたちに教えていく取組を進めます。

- ・ 県内の小・中・高等学校における非行・薬物乱用防止教室の効果的実施

○ 非行少年・不良行為少年の適切な補導

健全育成ボランティア等の協力を得ながら、警察、学校、関係機関が連携して街頭補導を積極的に行い、非行少年や不良行為少年等の非行の前兆となる行動を取る子どもを把握します。発見した非行少年や不良行為少年に対しては、自分がなぜ補導を受けたのかを理解し、どのようにすれば、自分の行為を改めることができるのかを考えることができるよう適切な補導措置を講じます。

- ・ 効果的な共同街頭補導の実施
- ・ 「子ども・若者支援センター」、各警察署や児童相談所における少年相談の受理
- ・ 「ヤンテレホン/けいさつ・いじめ 110 番」「いじめ相談テレフォン」等の効果的な運用
- ・ 非行少年の個別の事情に配慮した迅速・厳正な事件捜査・調査
- ・ 不良行為少年の立ち直りを促すための指導・助言
- ・ 児童相談所や「子ども・若者支援センター」と連携した適切な措置

○ 立ち直り支援の実施

子どもには、自分の立場や置かれた状況を正しく判断する力や自己統制力を持ち、規範意識を高める指導が必要です。特に非行少年や不良行為を繰り返す少年については、その行動について反省を促すように指導を行うとともに、より一層家庭、学

校、地域社会が連携して取組を進め、困難やつまずきを乗り越えていこうとする意欲や態度を失わないように支援していきます。

- ・「子ども・若者支援センター」との連携
- ・少年補導委員等ボランティアと連携した社会参加活動等の居場所づくり

④ 障がいのある青少年支援の充実

通常の学級で学ぶLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいの子も含め、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

○ 早期からの相談支援体制の整備

地域の医療・福祉・関係機関等が連携し、早期からの相談支援体制を整えます。

○ 支援体制・指導体制の連続性の確保

各市町村等で作成されている「個別支援ファイル」や学校で作成される「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」等を活用することで、支援体制や指導の連続性を確保します。

○ 障がいのある方への就労支援

障害者雇用率を柱とした障がい者雇用の一層の促進を図るとともに、福祉・教育・労働機関と連携した「障がい者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

また、就労系福祉サービス事業所を利用する障がいのある人の工賃水準の引き上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため、福祉的就労から一般就労への移行促進を図ります。

- ・障害者就業・生活支援センターによる就労支援の実施
- ・企業実習への支援及び助成の実施
- ・障がい者就労に対する理解促進
- ・工賃向上を目的とした就労系福祉サービス事業所への機器等の助成
- ・障害者優先調達推進法に基づく受注機会の増大
- ・障がい者を対象とした職業訓練の実施

⑤ 子どもの貧困対策の推進

県内では、生活保護や就学援助等の経済的支援を受けている子どもやひとり親家庭の子ども数が増えており、「子どもの貧困」の拡大が認められます。「子どもの貧困対策」を進めていくためには、「問題の発見・介入の難しさ」「保護者等への支援」「関係者間の連携、施策周知の強化」等の課題に対処していく必要があります。

○ 発見から保護・支援につなぐ体制の整備

子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用等、部門を超えた連携体制の構築を進めます。

- ・保護・支援が必要な子どもや保護者の発見
- ・問題の共有と役割分担の決定
- ・発見から連携へつなぐ体制の強化

○ 子どもの安心と成長の環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、安全で安心な子どもの居場所を確保し、就学、進路に係る支援体制を整備します。

- ・安心で楽しい居場所の確保
- ・就学継続と多様な学習支援
- ・進学・就労等の支援

○ 保護者等に対する支援

子どもの貧困の背景には、保護者やその他の世帯員の複合的な課題があります。保護者に対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。

- ・経済的困窮に対する支援
- ・生活支援や家計相談支援
- ・就労の支援
- ・保護者としての役割を果たすための支援

○ 対策推進のための体制整備

県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。

- ・推進のための組織体制整備
- ・施策推進状況の管理

⑥ ネットワークによる総合的支援

近年、青少年をめぐる環境が複雑化し、ニートやひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の問題が深刻な状況にあります。

また、在住外国人の増加にともない、日本語を母国語としない青少年やその保護者への対応も重要になっています。

こうした個々の困難な状況に幅広く対応するためには、様々な機関・団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を連携して行うことが求められます。

○ 支援ネットワークの構築

島根県子ども・若者支援地域協議会を活用し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

- ・島根県子ども・若者支援地域協議会*25の運営

○ 地域における支援の推進

圏域や市町村に設置されている子ども・若者支援センターやボランティア、民間団体等が連携し、困難な状況にある青少年への総合相談窓口や居場所づくり、社会体験や就労体験を促進します。

- ・圏域ネットワークによる支援体制の強化

○ 関係機関・団体の資質向上

民間団体を含め、関係機関の職員等の資質向上を図るため、国や県が主催する研修会等の情報提供や参加支援に努めます。

- ・関係機関・団体職員等の資質向上

(2) 青少年の被害防止と保護活動の推進（保護）

① いじめ根絶・暴力行為対策の推進

いじめ、暴力行為等は基本的人権を侵害する問題です。まずは、被害者を守る姿勢を明確に示すことが重要です。いじめや暴力をグループ内の「ふざけ」や「けんか」と軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことがあってはなりません。また、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、すべての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていくことが重要です。いじめは「加害者」「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」を含めた指導が必要であり、苦しんでいる子どもに早急に対応する必要があることから、迅速な対応が求められます。基本的人権を尊重し、いじめや暴力行為に向かうことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく取組を進めます。

○ 組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備します。また、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

*25【子ども・若者支援地域協議会】「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することにより、社会性や規範意識、自立心を高め、将来を担う子ども・若者を健全に育むことを目的として、教育、福祉、保険、医療、雇用等の関係機関等により構成される協議会。

- ・子どもと親の相談員の配置による支援体制の整備
- ・中学校クラスサポートティーチャーの配置による支援体制の整備
- ・スクールソーシャルワーカーの配置による支援体制の充実

○ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

- ・スクールカウンセラーの全中学校・県立学校への配置の継続と小学校への配置の拡充
- ・いじめ相談テレフォンの実施や他機関が実施する電話相談との連携の充実

○ アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進

アンケート調査を活用し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を支援し、学校生活への満足度を高め、親和的な学級づくりを推進します。

- ・アンケート調査等を活用した、いじめを未然に防止する取組の推進

○ いじめの問題への取組の充実

平成25年9月施行のいじめ防止対策推進法に基づいて、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、いじめの起きにくい学校・学級づくりを推進することで、いじめの未然防止、早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の早期発見や適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応等の取組を推進します。

- ・不適切な書き込み等を定期的に検索するネットパトロールの実施
- ・インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施
- ・警察への相談・通報、警察と連携した対応などの実施

○ 教職員の資質向上の取組

教職員がいじめやネットトラブル等の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、教職員の資質向上の推進と研修の充実に取り組みます。

- ・インターネット上のいじめに対応した情報モラルに関する教職員向け研修の実施
- ・様々な事例研究や体験活動を中心とした研修の実施

○ 外部人材を活用した学校支援の推進

学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめ等の問題に対して、客観的・専門的な立場から助言を行う「いじめ等対応アドバイザー（県が委嘱した有識者や弁護士等）」を派遣する制度を整え、早期対応や適切な対応を行います。

- ・いじめ等の問題解決を支援する有識者や弁護士等の配置

② 犯罪被害防止と保護活動の推進

子どもは、突然、理不尽な犯罪の被害者となったり、あるいは、子ども自身の考えの未熟さから、被害者となりかねない危険な行為を自らが行ったりして被害を招く場合、また、犯罪の被害者となったことを子ども自身が気づかない場合などがあり、その精神的な影響の軽重も様々です。中には、心に深い傷を負ったまま立ち直りに困難を極める子どもも少なくありません。

犯罪の被害に遭っている子どもをできる限り被害が軽いうちに発見し、適切な保護を行い、立ち直ることができるよう支援を行うことが必要です。また、子どもが犯罪の被害者とならないように、自主防犯能力を身に付けさせることが必要です。

○ 被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進

街頭補導や子ども・保護者からの相談活動等を通じて、犯罪の被害に遭っていることが疑われる子どもを発見し、早期に保護を図るとともに、事件の取締りを行い、被害の拡大を防ぐ必要があります。特に児童ポルノにかかる犯罪は、児童ポルノ画像がインターネット上に流出すると、被害児童の精神的な負担は計り知れず、その画像の回収は困難です。サイバーパトロール等により、可能な限り早期に被害の実態を把握するとともに、子どもが事件の被害者とならないように広報・啓発を進めます。

- ・被害防止教室等における児童ポルノ排除に向けた広報・啓発
- ・街頭補導、相談受理活動、サイバーパトロール等の推進
- ・児童ポルノ事犯の取締り等適切な事件捜査

○ 被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進

犯罪の被害に遭った子どもは、恐怖心、羞恥心、自責の念、無力感などに苛まれ、中には長期間に亘り、日常生活に支障を来している場合も少なくありません。このような場合は、子どもの話をしっかり聴き、子どもの立場に立った措置を進めるほか、関係機関が連携して立ち直り支援を行います。

- ・被害を受けた子どもに対する警察、児童相談所、子ども・若者支援センター等の関係機関連携による立ち直り支援の実施

○ 犯罪被害防止のための教育の実施

子どもが自分の体を自分で守り、犯罪や事故に遭わないための危険予測能力や対応の方法を体得させるような取組を行います。

- ・各種犯罪被害防止教室の実施
- ・情報モラル教室の実施
- ・交通安全教室の実施

③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

子どもは、一人の人間としてその権利を尊重されなければなりません。特に、虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。社会を挙げて虐待から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的自立に至るまで切れ目のない支援をする必要があります。

また、家庭での養護が受けられない子どもが社会的に自立していくことができるよう、学校や地域社会等の連携のもとに、生活拠点の確保や就労支援、相談機能の充実なども含めた支援体制をつくることが望まれます。

○ 虐待防止への取組

子どもの虐待防止のため、あらゆる場を通じて、子どもの権利保障や虐待が疑われる場合の通告義務などの周知徹底を図ります。

- ・児童虐待防止の広報周知
- ・児童虐待について学習機会の提供

○ 虐待を受けた子どもの保護

虐待を受けた子どもの保護・支援を一層強化するため、児童相談所や児童福祉施設の機能強化を図るとともに、市町村における「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化を支援します。

- ・児童相談所や児童福祉施設の機能強化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化支援

○ 相談体制の充実

子どもの養育相談や子ども自身からの相談等に対応する相談体制の一層の充実を図るとともに、乳幼児健診など母子保健サービスを通じての虐待予防や早期発見、支援を一層進めます。

- ・子どもと家庭相談体制の整備
- ・虐待防止のための家庭支援

○ 里親制度の普及・啓発

家庭での養護が受けられない子どもが、必要な養育を受け、社会的に自立していけるよう、里親制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、社会的技能を学ぶ場や生活拠点確保のための支援、進学・就労支援、相談体制の充実を図ります。

- ・里親^{*26}制度の普及・啓発
- ・里親委託・養子縁組の推進
- ・ファミリーホーム^{*27}の設置
- ・里親支援専門員の配置

○ 施設の小規模化・地域分散化の推進

できる限り家庭的な環境で養育できるように、全施設において小規模グループケアの複数実施、また、全児童養護施設には地域小規模児童養護施設の導入をめざし、それに向けた施設整備を支援します。

- ・児童養護施設・乳児院における小規模化・地域分散化の実施

*26【里親】保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を実親に代わって家庭に受け入れる者。

*27【ファミリーホーム】保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を実親に代わって受け入れる家庭的養護。